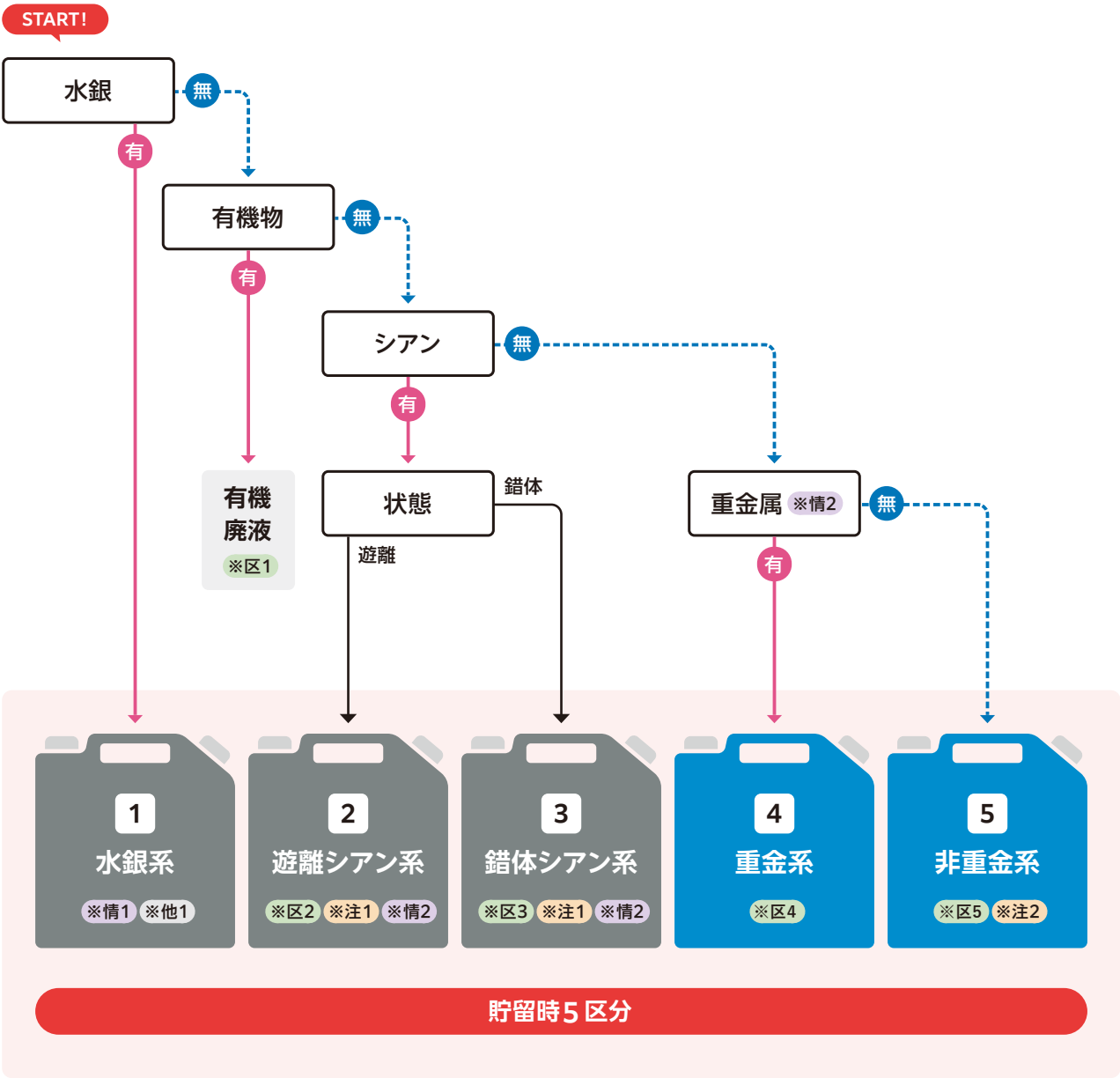


# 無機廃液の分別貯留チャート



## ⚠ 廃液の貯留区分

- ※区1 有機廃液：有機成分 5wt% 以上、油膜あり、引火性成分（引火点 70℃ 以下）含有のいずれかに該当する廃液
- ※区2 遊離シアン系：シアン化カリウム (KCN) などのシアン化物やシアン酸ナトリウム (NaOCN) などのシアン酸塩を含む廃液
- ※区3 錯体シアン系：フェリシアン化カリウム ( $K_3[Fe(CN)_6]$ ) など配位子としてシアンを持つ各種錯体を含む廃液  
遊離シアン系の物質と錯体シアン系の物質をいずれも含む場合は、錯体シアン系とする
- ※区4 重金系：非重金以外の金属類を含むもの  
ただし、As・Se など重金属に分類されないものでも有害性の高いものは、廃液区分上は重金系とする
- ※区5 非重金系：Na・Ca・K・Mg など一部軽金属、および無機酸・無機アルカリのみを含むもの

## ⚠ 貯留時の注意事項

- ※注1 シアン系の廃液は、貯留時に液性をアルカリ性にする（酸性の場合、有毒なシアン化水素を発生するおそれがある）
- ※注2 非重金系廃液：アクリル酸や樹脂液の混入を避ける。アミン系は水溶性（塩酸ヒドロキシルアミン等）のみ含有可
- ※注3 学内処理時の旧貯留区分のフッ素・リン酸系廃液の灰色容器は、内容物に応じて重金系および非重金系とし、処理にあたって青色容器に移し替える必要はない（灰色容器は耐用年数内であれば継続使用可能）

## ⚠ 廃液情報に記載する項目

- ※情1 水銀系廃液に有機水銀が含まれている場合、廃液情報の特記事項に必ず記載する
- ※情2 シアン系・重金系の注意すべき成分（キレートや錯体形成物質など）の濃度は、廃液情報に必ず記載する

## ⚠ その他注意事項

- ※他1 有機水銀は別途費用がかかります

## 廃液について

- ◆ 多量の沈殿物を含む廃液・内容物全体が固化（再結晶）している廃液は処理できない
- ◆ 過酸化水素など、運搬時や混合処理時にガスを生じる恐れのあるものを含む場合、搬出前に不活化処理をしておく
- ◆ 廃液の pH は常に把握するように努め、処理申込時には必ず測定値を入力する

## フッ酸（フッ素化合物）を含む廃液について

- ◆ フッ化物の無機塩（フッ化ナトリウムなど）の水溶液も、申込時にフッ酸扱いで濃度を入力する
- ◆ フッ化水素（フッ酸）を含む廃液は、強酸性で貯留・搬出することを避け、液性を中性又は弱アルカリ性に寄せておく（中和作業の実施に不安がある場合、作業に危険が伴う場合はこの限りではない）
- ◆ フッ酸を 1wt% 以上含む廃液は、安全上及び管理上の観点から個別の容器に貯留することを推奨する

## 廃液容器について

- ◆ 容器に刻印された製造年月から 7 年を経過している場合、容器を新しいものに交換する
- ◆ 容器や蓋に傷みやひび、極端な色落ちがみられる場合も、新しいものに交換する
- ◆ 安全のため、容器を満タンにせず、廃液の最大量は 18L とする